

学校いじめ防止基本方針

明誠高等学校

1. 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに登校しずらくなり、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、本校では生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめとは

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3)いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(4)いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3. いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1)日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 ＊いじめ防止委員会の設置

(2)緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを以下の通りとする。

別紙2 ＊いじめ対策委員会の設置

4. いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取り組みが求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1)学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2)特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実
- ・学校生活のあらゆる活動を通して、自他を重んじ他人の人権を尊重する精神の育成

(3)教育相談の充実

- ・面談の定期的実施
- ・教育相談委員会との連携とスクールカウンセラーの活用

(4)人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5)情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実

(6)保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針などの周知
- ・学校評価の実施

5. いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見、早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1)いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2)いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙 3

(3)教室・家庭でのサイン

別紙 4

(4)相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・面談の定期的実施

(5)定期的調査の実施

- ・アンケートの実施

(6)情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・職員会議等での情報共有
- ・進級時の引き継ぎ

6. いじめへの対応

(1)生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する態勢をつくることが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・温かい人間関係をつくる。
- ・状況に応じて、外部専門家(心理・福祉の専門家等)の協力を得る。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的な配慮を行う。

(2)関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味える集団作りに努める。
- ・やめさせることができなくても誰かに知らせよう指導する。
- ・いじめに同調する行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

(3)保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- ・すみやかに事実関係を伝え、今後の対応について情報共有を行う。

②いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮し、継続的な助言を行う。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気づいたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・県総務課や関係機関と連携し解決を目指す。

(4)関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①県総務課との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7. ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

「文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する」、「特定の生徒に成りすまし社会的信用を貶める行為をする」、「掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する」などがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリングをする。
- ・保護者の見守りを要請する。

②情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実をはかる。

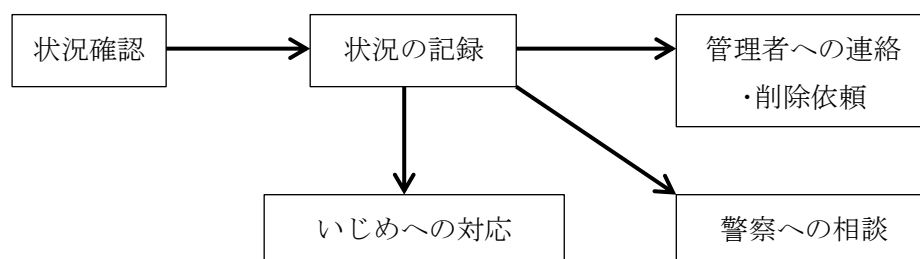
③ネット社会についての講話(防犯)の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴えを聞く。
- ・閲覧者からの情報を収集する。
- ・ネットパトロールからの情報を収集する。

②不当な書き込みへの対処を行う



8. その他の留意事項

(1) 組織的な体制整備

いじめへの対応は特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ対策委員会を中心として

校長のリーダーシップのもと情報を共有し学校全体の問題として取り組む。

(2)校内研修の充実

年1回は、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(3)学校相互間の連携体制の整備

いじめを受けた生徒と行った生徒が複数の学校に在籍している場合は学校同士で情報の共有を図り該当の生徒、保護者に適切な支援・助言ができるよう学校相互の連携・協力を行う。

(4)家庭との連携及び保護者への支援

学校の基本方針や取り組みについて保護者の理解を得るよう努め、協議する機会を設けることで家庭と連携した対策を推進する。

9. 重大事態への対応

(1)重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

③生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった時。

その時点で学校が「いじめの結果」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2)重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県総務課に報告するとともに、調査協力の要請をする。

(3)事実関係を明確にする調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど可能な限り明確にする。

(4)重大事態の調査組織の設置

いじめ対策委員会を母体とした調査組織を設置する。構成は専門的知識及び経験を有し、当該事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しないものとし公平性・中立性を確保する。

①いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・その生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先し事実確認を行う。
- ・いじめた生徒に指導を行い、いじめをやめさせる。
- ・いじめを受けた生徒には継続的なケアを行い学校復帰の支援や学習支援を行う。

②いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・その生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し調査に着手する。

《いじめを受けた生徒が自死した場合の対応の留意点》

- ・亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指して行う。
- 遺族の要望・意見を十分聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標・調査を行う組織の構成等、概ねの期間や方法、入手資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針についてできる限り遺族と合意しておく。
- できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、信頼性の吟味も含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- 情報発信、報道対応についてはプライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や自死の連鎖の可能性を踏まえ、WHOによる自死報道への提言を参考にする。

③いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

- ・いじめを受けた生徒や保護者に対して明らかになった事実関係を経過報告も含め適時適切な方法で説明を行う。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、個人情報を盾に説明を怠ることがあってはならない。
- ・得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明するなどの措置をする。

④調査結果の報告

- ・調査結果は総務課に報告する。
- ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合はその所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

別紙 1

日常の指導体制(未然防止・早期発見)

管 理 職

- いじめ防止基本方針
- いじめを許さない姿勢
- 風通しの良い職場
- 保護者・地域等との連携

いじめ防止委員会

《構成員》教頭、生徒支援部長、学年主任、人権同和教育担当、教育相談担当

- いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案



未 然 防 止

- 学業指導の充実 ----- ・規範意識を互いに高める集団作り
・意欲的に取り組む授業づくり
・人権を尊重する精神の育成
- 特別活動・道徳教育の充実 ----- ・ホームルーム活動の充実
・ボランティア活動の充実
- 教育相談の充実 ----- ・教育相談委員会との連携
- 人権教育の充実 ----- ・人権意識の高揚 ・講演会等の開催
- 情報教育の充実 ----- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- 保護者・地域との連携 ----- ・学校いじめ基本方針等の周知
・学校評価の実施

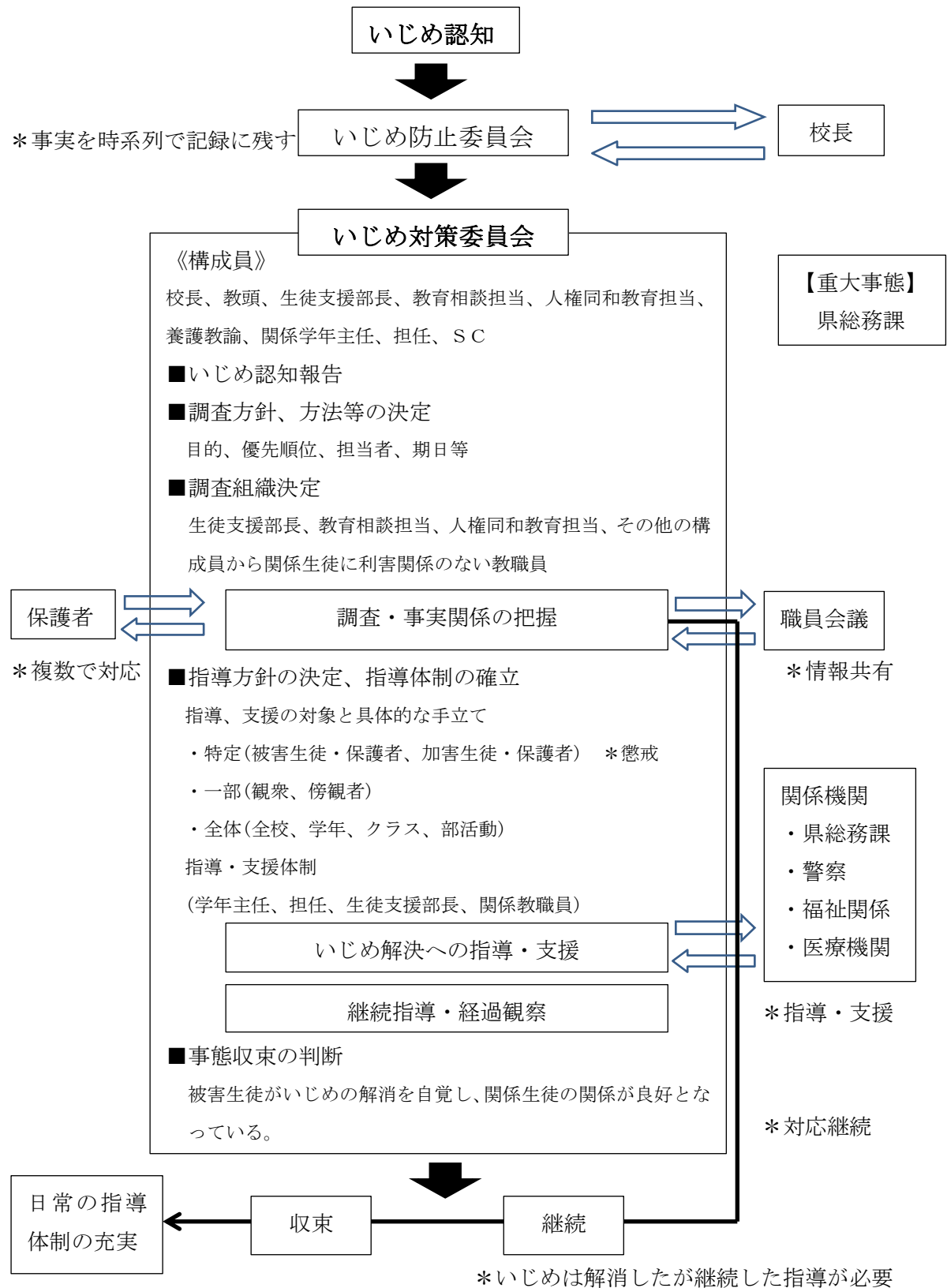


早 期 発 見

- 情報の収集 ----- ・教員の観察による気付き ・養護教諭からの情報
・相談・訴え(生徒、保護者、地域) ・アンケートの実施
・各種調査の実施 ・面談の定期開催(生徒、保護者等)
- 相談体制の確立 ----- 相談窓口の設置・周知
- 情報の共有 ----- ・報告経路の明示、報告の徹底 ・職員会議等での情報共有
・要配慮生徒の実態把握 ・進級時の引き継ぎ

別紙 2

緊急時の組織的対応(いじめへの対応)



別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 S H R	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材などの忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
休み時間等	弁当に悪戯をされる。 用のない場所にいることが多い。 ふざけあっているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりする。 一人で掃除している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物に悪戯されたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近付くと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることかを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具などの貸し借りが多い。 壁などに悪戯、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。 学習時間が減る。 成績が下がる。 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物・金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。